

社会福祉法人養父市社会福祉協議会考査委員会規程

平成 20 年 3 月 26 日規程第 7 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の職員（養父市社会福祉協議会職員就業規則第 2 条、嘱託職員就業規則第 2 条（以下「就業規則」という。）の適用を受ける職員）の懲戒等の処分について審議することを目的とする。

(考査委員会の設置)

第 2 条 就業規則（職員就業規則第 56 条及び第 57 条、嘱託職員就業規則第 62 条及び第 63 条）に定める懲戒等の処分の公正を確保するため定款第 18 条第 3 項の規定に基づき考査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、委員 8 名をもって組織し、委員に次の者を充てる。

- (1) 法人の副会長
- (2) 八鹿支部運営委員長
- (3) 養父支部運営委員長
- (4) 大屋支部運営委員長
- (5) 関宮支部運営委員長
- (6) 事務局長
- (7) 事務局次長
- (8) 考査対象職員の上司となる管理職員

(役員を選任と職務)

第 4 条 委員会に、委員の互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、法人の会長の要請を受け委員長が召集する。

2 会議の開催場所、日時及び会議に付議すべき事項は、あらかじめ委員に通知しなければならない。

3 委員長は、非違行為の事実関係及び懲戒の種類・処分等会議の結果について会長へ意見を具申するものとする。

(会議の運営)

第 6 条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 前 2 項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮りこれを定める。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聞くことができる。

2 懲戒処分を行う場合は、当該職員に弁明の機会を与える。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、法人の本部において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。